

神崎市公式ホームページ 有料広告掲載について

<広告の種類、掲載料金、期間>

- (1) バナー広告…縦60ピクセル×横120ピクセル、G I FまたはJ P E G形式（アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するのは不可）
- (2) 文字広告…最大10文字×3行（句読点、記号等含む）※字の大きさ、字体の指定は不可

○ 掲載場所および掲載料金

位 置	広告枠1枠あたり（月額）
トップページ最下部	5,000円

※1回の申し込みで掲載期間が連続して6ヶ月以上となるときは、広告掲載料金を1割減とします。

- 広告掲載期間は、1月単位で最長12ヶ月です。

※広告掲載作業のため、広告掲載期間の前後5日程度を猶予期間とします。

- 1回の申し込みで複数回（月）分の申し込みの場合、数に限らず、広告掲載料金の前納、全額納付が条件となります。

<申込方法等>

- ①申込締切日…原則として掲載を開始する日の40日前まで
- ②申込書類…（1）神崎市公式ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）
（2）掲載しようとする広告原稿案
（3）リンク先のページを紙出力したもの
- ③提出方法…「郵便」「F A X」「メール」「持参」のいずれかで提出してください。

<提出後の流れ>

神崎市において広告リンク先の内容を審査し、その結果を、神崎市公式ホームページ広告掲載決定通知書または神崎市公式ホームページ広告非掲載決定通知書にて通知します。

指定する期日までに広告原稿（バナーの場合は、画像データでのみ）を自己の負担により作成し、提出してください。（メール可、F A X不可）

- 広告の掲載内容に関する責任は、広告主が負うものとします。
- 掲載については神崎市のコンテンツと区別がつくようにします。

<広告掲載決定後の掲載変更・取止め・取消し>

- 広告またはリンク先アドレスを変更する場合は、変更を希望する20日前までに、神崎市公式ホームページ広告掲載変更申出書（様式第4号）を提出してください。
- 広告主の都合により、掲載を取止める場合は神崎市公式ホームページ広告掲載取止め申出書を提出してください。
- 広告掲載決定後、広告原稿（バナーの場合は、画像データでのみ）の提出がない、掲載料金を納付していない、掲載が適当でない場合など、市が掲載を取り消すこともあります。

「神崎市公式ホームページ」への有料広告掲載については、神崎市公式ホームページ広告掲載要綱（平成20年4月30日要綱第13号）、神崎市公式ホームページ広告掲載取扱基準（平成20年4月30日）に基づき、掲載するものとします。

<申込・問い合わせ先> 〒842-8601 佐賀県神崎市神埼町鶴3542番地1

神崎市役所 総務課 秘書広報係

TEL : 0952-37-0088 F A X : 0952-52-1120

メール: kouhou@city.kanzaki.lg.jp